

西尾市市民活動センター公益活動登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の公益活動の推進のため、西尾市市民活動センターに「西尾市市民活動センター公益活動登録制度」（以下「公益活動登録制度」という。）を設け、その登録の実施にあたり必要な事項を定める。

(登録資格)

第2条 公益活動登録制度に登録することができる者は、公益活動登録制度の趣旨を理解し、公益活動を希望する個人及び団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの活動を行おうとするものは登録できないものとする。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とする活動、勧誘を伴う活動

(2) 本来、有資格者によって行われるべき活動

(登録手続き)

第3条 公益活動登録制度への登録希望者は、西尾市市民活動センター公益活動登録申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(登録期間)

第4条 登録期間は1年とする。ただし、市及び登録者の両者に異議のない場合は、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 登録者は、原則として無報酬で公益活動を行うものとする。ただし、交通費並びに食事代、活動に係る材料費及びその他実費等については、公益活動の紹介を依頼する者と協議することができる。

(登録内容の変更)

第6条 登録内容の変更を希望する者は、西尾市市民活動センター公益活動登録変更届(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消)

第7条 登録の取消を希望する者は、西尾市市民活動センター公益活動登録取消届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 第1項に基づく届け出のほか、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、市は登録を取り消すことができるものとする。

(1) 登録者の個人が死亡したとき。

- (2) 登録者の団体が解散したとき。
- (3) 登録者と連絡ができなくなったとき。
- (4) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。